



医療者向け手引き

ハンセン病の基礎知識

1 ハンセン病とは

らい菌 (*Mycobacterium leprae*) という細菌による慢性炎症性の疾患です。らい菌は弱い細菌で、たとえ感染しても発症する人はきわめて少数です。万一発症した場合の主な症状は、多様な皮疹と知覚麻痺を中心とする末梢神経障害です。未治療や不十分な治療で経過すると、皮膚の変化や顔面・手足の神経障害による変形、さらには視力障害などの後遺症を引き起こすことがあります。

1940年代からDDS(スルホン剤)などのハンセン病に効果的な薬剤が登場しました。1980年代からは、世界的規模で新しく多剤併用療法(MDT)が取り入れられ、外来治療が可能で、合併症が少なく、再発率の低い比較的短期間の治療法が、広く使用されるようになっています。

2 ハンセン病の感染経路と発症について

ハンセン病は、一般的な環境では非常にうつりにくい病気です。感染源となる可能性があるのは、未治療のハンセン病患者ですが、これまでにハンセン病医療従事者で発症した人はいませんし、大人の志願者に菌を接種しても発症させることはできませんでした。患者と結婚した人が発症することも非常に少ないと考えられています。しかし、まだ抵抗性の発達が不十分な乳児・小児期に、感染源となる未治療の患者と濃厚に接触する機会があると、鼻腔粘膜などから感染して、数年から数十年の潜伏期を経て発症する可能性があります。

治療中の患者さんや回復者から感染することはありません。

もしもハンセン病を発症しても、早期に一定期間の外来での内服治療をすることによって、完治できます。

病気を人にうつさないための注意としては、治療をきちんとすることが一番です。殺菌力の強いリファンピシン(RFP)を飲むと、短期間(動物実験

ハンセン病療養所入所者や社会復帰した人などを診療される一般医療機関のスタッフの方々へ

この手引きは、ハンセン病後遺症をもつ回復者に初めて接する医療スタッフの方々に、病気と後遺症について理解していただくために作されました。

- らい菌は弱い細菌で、非常にうつりにくいです。
- 医師はすべてのハンセン病患者、回復者を診療できます。
- 患者が安心して受診できる環境づくりをお願いします。
 1. 病名を含めプライバシーの保持をお願いします(家族、保険診断名を含めて)
 2. 患者が既往歴を言いだしにくいことをご理解ください。

では数日以内)に菌は感染力を失います。

3 ハンセン病の後遺症と感染の可能性について

ハンセン病では末梢神経に障害を引き起こすことが多く、そのためにたとえ感染症としてのハンセン病が治癒した後であっても、外からわかる顔面・手足の変形を残すことがあります。ことに、現在のような治療法が確立していなかった時代にハンセン病の治療を療養所や外来で受けた人(回復者)には、かなり重篤な後遺症をもつ人も少なからずあります。

しかし、治療が終了して臨床的な「治癒」状態にある方々が、ハンセン病の感染源になることはありません。すなわち「手足などの変形が強いからといって病気がうつるわけではない(単なる後遺症)」ことを、十分にご理解ください。

4 ハンセン病の隔離が不要である理由

前述したとおり、ハンセン病は一般的な環境では非常にうつりにくい病気です。また、治療を開始すると短期間でらい菌の感染力は消失し、ほかの人に病気をうつす可能性はなくなります。

これらのことから、たとえ発症直後の患者さんであっても、隔離する必要がないことは明らかです。まして、治療を終了している「回復者」の方々を隔離したり、感染防止のための特別な扱いをすることは全く無意味です。

社会問題・偏見・差別の対象として ハンセン病の歴史と特徴

1 関連の法律について

1996年まで続いた「らい予防法」は、ハンセン病について療養所を中心と

した隔離をその基本としていました。1996年に制定された廃止法によって、その基本方針は一般医療機関による外来診療へと大きく転換されました。同時期に成立した「感染症法」においても、ハンセン病は届け出が必要な疾患となっています。

このように、現在は法律に何も規制がない普通の疾患として、保険診療が行われています。

2 ハンセン病「回復者」の社会復帰と医療について

国の政策転換が遅れたことのために、元来は社会復帰できたはずの多くのハンセン病療養所入所者が、高齢になるまで療養所の中の限られた社会で暮らしてきました。そのため、予防法の廃止後も社会復帰がなかなか進んでいません。社会復帰をためらっている方々の多くが、そして実際に社会復帰を達成された方々も、一般の医療機関を受診することへの不安をもっています。このことについては、次の項目でさらに説明します。

ハンセン病回復者・退所者の心理状態

ハンセン病療養所での医療は保険診療とは無関係に行われてきたために、保険証を出して診察を受け、負担金を支払うという習慣がありません。また、病院で処方箋をもらって院外薬局で薬を購入するシステムもありません。長時間の検査・診察待ちという経験もあまりありません。このように、一般医療機関を受診する際には、保険診療に不慣れで不安をもっていますので、どうかその点はご配慮をお願いします。

また、ハンセン病に対する社会の理解が進んだとはいえ、まだハンセン病の既往がさまざまな社会的な差別につながることも懸念されます。プライバシーの遵守については十分なご配慮をお願いします。家族に自分の病気について話されていない方も少なくありませんので、初診時・入院時などの家族

連絡先については、記載できないこともあることをご了承ください。また、保険請求に必要な「病名」記載から第三者に「ハンセン病」が知られることを危惧する人もいます。

上記と関連して、初診時にはハンセン病の既往をどうしても言い出せないこともあります。その点をご理解ください。

ハンセン病の後遺症について、ご注意いただきたいこと

1 ハンセン病後遺症の一般的特徴

後遺症をもった回復者を診療する際には、次の点をご配慮ください。

1 知覚麻痺の分布と特徴

ハンセン病の多発性单神経炎の後遺症として、皮膚の特に低温部(四肢の伸側や末梢部など)に温痛覚の脱失がみられることがあります。たとえば尺骨神経の分布する領域の知覚麻痺や、より限局された範囲に多発性島状に知覚麻痺が分布することもしばしばあります。しかし、ハンセン病では、位置覚などの深部知覚はかなりよく保たれます。

知覚麻痺の結果として、足底などの荷重部位の過角化と潰瘍形成(足底潰瘍)や、神経症性(Charcot)関節、骨折を合併することもあります。

日常生活に関しては、蛇口のお湯や風呂・シャワーで火傷をする危険があります。また、履物がいつのまにか脱げても気付かない、足底に傷を負ってもわからないなども、しばしば経験します。

2 運動麻痺と筋萎縮の分布と特徴

ハンセン病の多発性单神経炎が純知覚神経に限局した場合には運動麻痺は生じません。しかし混合神経に炎症が及んだ場合には、知覚支配領域とほぼ同じ部位に脱神経による運動麻痺・筋萎縮を生じます。その結果とし

て手足の変形、垂手や垂足がみられることがあります。

3 顔面の障害

ハンセン病の多発性单神経炎によって、三叉神経麻痺、顔面神経麻痺がしばしばみられます。その結果、顔面の変形、麻痺による閉口障害と流涎、閉眼障害(兎眼)を合併することもあります。

4 目の障害

前述の閉眼障害によって角膜乾燥、角膜潰瘍を生ずることがあります。また、ハンセン病によって前眼房の炎症が起り、緑内障や虹彩の癒着などが起きることもあります。点眼薬を使用している人には、入院中も定期的に点眼を続けるようにご指導ください。

5 皮膚萎縮と、しばしばみられる皮膚疾患

皮膚がハンセン病によって萎縮した場合に、知覚麻痺に発汗障害が合併し、乾燥による皮膚障害を引き起こすこともあります。知覚麻痺の部位に深い火傷を負うこともあります。

前述の足底潰瘍が慢性化した場合には、慢性反復刺激の結果として、有棘細胞癌が起こることもあります。

また、手足や爪の白癬もしばしばみられます。

6 その他の後遺症

男性には、女性化乳房がみられることがあります。

2 麻酔をかける場合の注意

皮膚の温痛覚がかなり広範にわたって脱落している場合があります。腰椎麻酔、硬膜外麻酔や類似の局所麻酔をかけられる場合には、麻酔実施前に、麻酔効果を判定する予定の皮膚に麻痺がないことをご確認ください。

なお、ハンセン病後遺症をもつ患者の脊椎麻酔中に、知覚脱失部または幻肢部分にしばしば下肢痛が出現することが報告されています。

ハンセン病の合併症対策とその予防

1 足底潰瘍の予防

足底潰瘍を一度も起こさないことが最も大事です。潰瘍を繰り返せば繰り返すほど、状況は次第に悪化していきます。

足に知覚麻痺があるということを自覚させ、知覚麻痺によって足底潰瘍が起こる理由を理解させてください。また、足部の点検を習慣づけるように勧めてください。麻痺足のケアとして、足浴、軟膏塗布、胼胝削りを習慣とするようにさせてください。足を外傷から保護するために、長距離歩行をしない、早足で歩かない、歩幅を狭くするなどを指導してください。履物は、必ず弾力性のある靴底のものを使用させてください。

参考資料

- 1) 後藤正道、野上玲子、畠野研太郎、岡野美子、石井則久、儀同政一、石田 裕、尾崎元昭：ハンセン病治療指針（第2版）。日本ハンセン病学会雑誌, 75 (3) : 191-226, 2006 (オンライン版。<http://www1.neweb.ne.jp/wb/hansen/>)
- 2) 小野友道、尾崎元昭、石井則久：ハンセン病アトラス—診断のための指針—, 日本ハンセン病学会、日本皮膚科学会制作、金原出版、東京、2006
- 3) 日本ハンセン病学会のHP：<http://www.hansen-gakkai.jp/>
- 4) 国立感染症研究所ハンセン病研究センターのハンセン病の解説：<http://idsc.nih.go.jp/disease/leprosy/index.html>
- 5) 厚生労働省のハンセン病のに関する情報ページ：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
- 6) 世界保健機関(WHO)のハンセン病欄：<http://www.who.int/lep/>

診療ネットワークと療養所の利用のヒント

ハンセン病の再発が疑われる場合などは資料1の皮膚科医にご相談ください。不明な点については、巻末の資料2「ハンセン病診療協力ネットワーク」や、各療養所にお問合せください。

資料1 ハンセン病の再発と皮膚病に気軽に対応する皮膚科医

医師名	病院など	住所	電話／FAX
細川 篤	琉球大学医学部附属病院 皮膚科	〒903-0125 沖縄県西原町上原207	098-895-1153 098-895-1417
今村 英一	今村皮膚科形成外科	〒755-0026 宇都宮市松山町1-8-22	0836-21-0816
岩月 啓氏	岡山大学医学部附属病院 皮膚科	〒700-8558 岡山市鹿田町2-5-1	086-235-7282 086-235-7283
佐山 浩二	愛媛大学医学部附属病院 皮膚科	〒791-0295 愛媛県東温市志津川	089-960-5350 089-960-5352
岡本 祐之	関西医科大学附属病院 皮膚科	〒570-8506 大阪府守口市文園町10-15	06-6992-1001 06-6996-3299
古川 福実	和歌山県立医科大学附属病院 皮膚科	〒641-0012 和歌山市紀三井寺811-1	073-448-1908
金澤 伸雄	和歌山県立医科大学附属病院 皮膚科	〒641-0012 和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300 073-448-1908
浅田 秀夫	奈良県立医科大学附属病院 皮膚科	〒634-8522 檜原市四条町840	0744-22-3051 0744-25-8511
新田 悠紀子	国立病院機構 名古屋医療センター 皮膚科	〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111 052-951-0664
安部 正通	藤田保健衛生大学附属病院 皮膚科	〒470-1192 豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2111 0562-93-2198
長島 千佳	藤田保健衛生大学附属病院 皮膚科	〒470-1192 豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2111 0562-93-2198
加藤 陽一	岡崎市民病院 皮膚科	〒444-8553 岡崎市高隆寺字五所合3-1	0564-21-8111 0564-25-2913
谷口 芳記	四日市市立 四日市病院 皮膚科	〒510-8567 四日市市芝田2-2-37	059-354-1111 059-352-1565
野内 伸浩	皮ふ科 野内クリニック	〒519-0154 亀山市南崎町735-16	0595-98-4112 0595-98-4111
斎木 実	長野市民病院 皮膚科	〒381-8551 長野市大字富竹1333-1	026-295-1199 026-295-1148
福澤 正男	伊那中央病院 皮膚科	〒396-8555 伊那市伊那1313-1	0265-72-3121 0265-78-2248
毛利 忍	横浜市民病院 皮膚科	〒240-8555 横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	045-331-1961 045-332-5599
畠 康樹	済生会神奈川県病院 皮膚科	〒221-8601 横浜市神奈川区富家町6-6	045-432-1111 045-432-1119
朝比奈 昭彦	国立病院機構 相模原病院 皮膚科	〒228-8522 相模原市桜台18-1	042-742-8311 042-742-5314
佐々木 苗胤	東京通信病院 皮膚科	〒102-8798 千代田区富士見2-14-23	03-5214-7111
栗原 香子	東京通信病院 皮膚科	〒102-8798 千代田区富士見2-14-23	03-5214-7111
尾立 冬樹	社団法人 至誠会第二病院 皮膚科	〒157-0065 世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366 03-3307-6731
坪井 良治	東京医科大学病院 皮膚科	〒160-8402 新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111
南光 弘子	東京厚生年金病院 皮膚科	〒162-8543 新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111 03-3269-8116
竹崎 伸一郎	日本医科大学附属病院 皮膚科	〒113-8602 文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131 03-3823-6731
小坂 真紀	国立療養所 多磨全生園 皮膚科	〒189-0002 東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101 042-394-2410
永岡 讓	国立療養所 多磨全生園 皮膚科	〒189-0002 東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101 042-394-2410
石井 則久	国立感染症研究所 ハンセン病研究センター	〒189-0002 東村山市青葉町4-2-1	042-391-8211 042-391-8776
並里 まさ子	おうえんクリニック	〒359-0002 所沢市中富1037-1	04-2990-5818 04-2990-5828

資料2 ハンセン病診療協力ネットワーク（日本ハンセン病学会作成を一部改変）

名前	専門領域	勤務先	住所／e-mail	電話／FAX
* 沖縄				
原 實	皮膚科・内科	沖縄県ゆうな藤楓協会那覇診療所	〒900-0024 那覇市古波蔵133	TEL098-832-9528 FAX098-833-5615
細川 篤	皮膚科	琉球大学医学部皮膚科	〒903-0125 沖縄県西原町上原207 hatsushi@med.u-ryukyu.ac.jp	TEL098-895-1153 FAX098-895-1417
金城 浩邦	皮膚科	名護皮ふ科医院	〒905-1192 名護市伊差川514	TEL0980-50-9480 FAX0980-50-9480
照屋 操	皮膚科	国立療養所沖縄愛楽園	〒905-1635 名護市済井出1192	TEL0980-52-8331 FAX0980-52-8967
* 九州(沖縄を除く)				
後藤 正道	病理	鹿児島大学医学部病理学第二	〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1 masagoto@m2.kufm.kagoshima-u.ac.jp	TEL099-275-5270 FAX099-265-7235
北島 信一	病理	鹿児島大学医学部附属病院病理部	〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1 skita@m2.kufm.kagoshima-u.ac.jp	TEL099-275-5562 FAX099-275-5594
野上 玲子	皮膚科	国立療養所菊池恵楓園	〒861-1113 熊本県合志市栄3796 nogamia@keifuen.hosp.go.jp	TEL096-248-1131 FAX096-248-4570
原田 正孝	整形外科	国立療養所菊池恵楓園	〒861-1113 熊本県合志市栄3796 haradam@keifuen.hosp.go.jp	TEL096-248-1131 FAX096-248-4570
近藤 晶子	眼科	国立療養所菊池恵楓園	〒861-1113 熊本県合志市栄3796 kondos@keifuen.hosp.go.jp	TEL096-248-1131 FAX096-248-4570
* 中国・四国				
井上 慎三	眼科	国立療養所大島青松園	〒761-0198 高松市庵治町6034-1 inoues@oosimasei.hosp.go.jp	TEL087-871-3131 FAX087-871-4821
長尾 榮治	皮膚科	国立療養所大島青松園	〒761-0198 高松市庵治町6034-1 nagaoo@oosimasei.hosp.go.jp	TEL087-871-3131 FAX087-871-4821
畠野 研太郎	外科・整形外科	国立療養所邑久光明園	〒701-4593 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253 hatano@nsok.hosp.go.jp	TEL0869-25-0011 FAX0869-25-1763
岡野 美子	眼科	国立療養所邑久光明園	〒701-4593 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253 okano@nsok.hosp.go.jp	TEL0869-25-0011 FAX0869-25-1763
尾崎 元昭	皮膚科	国立療養所長島愛生園	〒701-4592 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539 ozakim@aiseien.hosp.go.jp	TEL0869-25-0321 FAX0869-25-1762
* 近畿				
熊野 公子	皮膚科	兵庫県立成人病センター皮膚科	〒673-8558 明石市北王子町13-70 kumanok@yb3.so-net.ne.jp	TEL078-929-1151 FAX078-929-2380
尾崎 元昭	皮膚科	京都大学医学部附属病院皮膚科 皮膚神経病外来	〒606-8507 京都市左京区聖護院河原町54 ozakim@aiseien.hosp.go.jp	TEL075-751-3714 FAX075-751-3705
石川 牧子	皮膚科	国立病院機構京都医療センター皮膚科	〒612-8555 京都市伏見区深草向畠町1-1	TEL075-641-9161 FAX075-643-4325
* 関東				
石井 則久	皮膚科	国立感染症研究所ハンセン病研究センター	〒189-0002 東村山市青葉町4-2-1 norishii@nih.go.jp	TEL042-391-8211 FAX042-391-8776
石田 裕	整形外科	国立国際医療センター国際医療協力局派遣協力第2課	〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1	TEL03-3202-7181 FAX03-3205-7860
並里 まさ子	皮膚科	おうえんボリクリニック	〒359-0002 所沢市中富1037-1 namisatom@auen.jp	TEL04-2990-5818 FAX04-2990-5828
杉田 泰之	皮膚科	杉田皮フ科クリニック	〒240-0052 横浜市保土ヶ谷区西谷町893-10 sugiderm@yy.catv-yokohama.ne.jp	TEL045-383-1231 FAX045-383-1231
中谷 親弘	形成外科	多摩済生病院形成外科	〒187-0041 小平市美園町3-11-1	TEL042-341-1611 FAX042-341-1610
[調査・研究]				
国立感染症研究所ハンセン病研究センター				
				〒189-0002 東村山市青葉町4-2-1
				TEL042-391-8211 FAX042-394-9092

2006年(平成18年) 第1刷
編集責任 石井則久(国立感染症研究所)
以下の研究費によって作成しました。
平成16年度厚生労働省特別研究費
(石井則久、尾崎元昭、熊野公子、後藤正道、中嶋 弘)
平成18年度厚生労働省新興再興感染症研究費
(担当班員:石井則久)